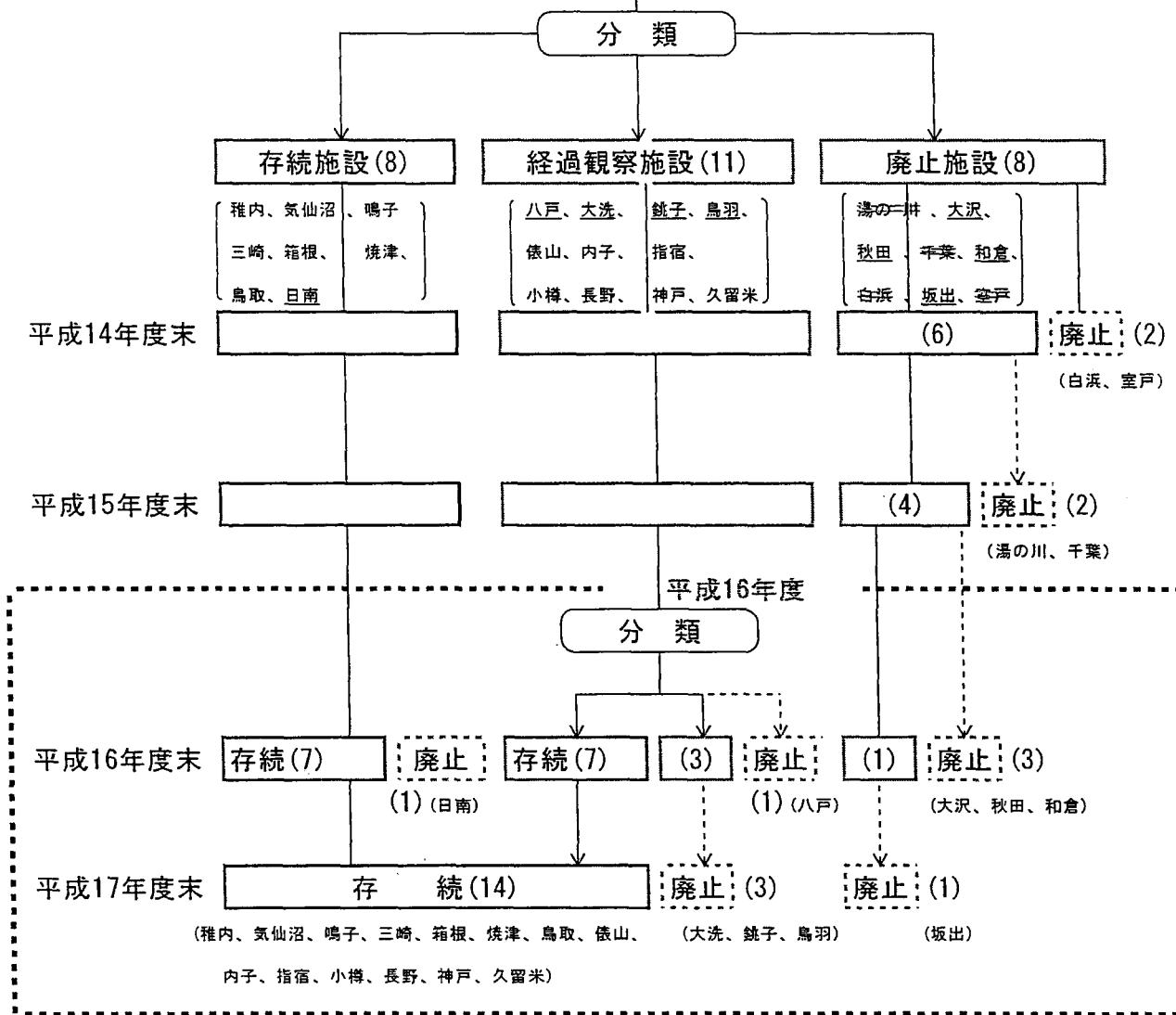


船員保険国内保養所・福祉センター見直し

平成14年12月

2 7 (保養所23、福祉センター4)



※平成14年12月=存続、廃止、経過観察施設に分類

廃止施設・・・14~17年度で段階的廃止を実行。

経過観察施設・14、15年度の2年間、経営改善計画に基づく運営を実施。

※平成16年度=経過観察施設について、2年間の実績に基づき存続か廃止に分類

廃止施設・・・16、17年度で段階的廃止を実行。【結果的に現有施設の半数程度】

(注)この見直し案は、現段階でのものであり、船員保険制度を取り巻く環境の変化等によっては、途中段階においても再見直しがあり得る。

海外保養所（ホノルル日本船員保険保養所）の廃止について

- 海外保養所（ホノルル日本船員保険保養所）は、（財）船員保険会が社会保険庁との経営委託契約に基づき、現地のホテル（ザ・ルネッサンス・イリカイ・ワイキキ・ホテル）とホテル客室賃貸借契約（以下、「契約」という。）を結んで海外保養所の経営を行っているところである。
(契約期間：平成 13 年 6 月 16 日～平成 18 年 6 月 15 日までの 5 年契約)
- 一方、海外保養所については、平成 13 年 12 月 11 日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において、
 - ① 経営委託費の予算の確保が非常に困難な状況になっていること
 - ② 国内保養所の大幅な整理・統合を行わざるを得ない事態であること 等により、早急に廃止する方向で検討することとされている。
- 経営委託費の予算の確保等については、保険料収入の減少に伴い益々厳しい状況にあることから、客室賃貸借契約期間終了に伴う契約更新を行わないこととし、海外保養所については平成 18 年 6 月 15 日をもって廃止することとする。
- ただし、急激に利用者が減少し、収支の悪化が見込まれる場合には、契約期限を待たずに前倒しして廃止することとする。

○ 船員保険の福祉施設を巡る動向

(1) 民間と競合する公的施設の改革

「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)において、国又は特殊法人等の設置する公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設など）については、

- ①不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築の禁止
 - ②個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う
- ことが決定された。

(2) 財政制度等審議会

○ 財務大臣の諮問機関として、財務省が設置。

○ 財政制度等審議会から、特別会計の見直しの一環として、「特別会計の見直しについて－基本的な考え方と具体的方策－」(平成15年11月26日)において、「船員保険特別会計における保養施設等については、これまで順次廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況等を踏まえつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。」との方向が示された。

(3) 経済財政諮問会議

- 内閣総理大臣の諮問機関として、内閣府が設置。
- 平成16年9月7日に開催された経済財政諮問会議において、民間議員から船員保険特別会計の民営化や統合、特別会計が保有する福祉施設の原則廃止などの特別会計改革に向けた指針案が示されている。

(4) 規制改革・民間開放推進会議

- 内閣総理大臣の諮問機関として、内閣府が設置。

平成16年8月3日に規制改革・民間開放推進会議において、「一官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」」の「中間とりまとめ」がなされ、その内容に、当会議として当面重点的に民間開放を進めるべきと考える官業の中に、公的施設等の整備・管理・運営の事項が盛り込まれており、今後民間開放を推進するに当たっての考え方として、国、独立行政法人等が管理・運営する既存の公的宿泊施設等については、民間との競合を一刻も早く解消すべく、廃止、又は民営化を速やかに図るべきとされた。(検討事項例の中に船員保険保養所及び政府管掌健康保険保養所等が例示)
- マスコミの報道によれば、同会議は年末の答申に向け基本方針をまとめたとされている。

(5) 公的宿泊施設に関する議員立法の動き

- 国や特殊法人が運営する宿泊施設の廃止・民営化を明記した立法を目指す自民党有志議員が、党観光産業振興議員連盟の中に小委員会(公営宿泊施設対策議員立法小委員会 委員長 中村 正三郎議員)を発足(平成

16年3月11日) したとの報道があった。

小委員会発足の背景

- ① 約3000ある公営宿泊施設に対し、非効率な運営や民業圧迫、官僚の天下りの温床になっているとの批判があること。
- ② 2000年の閣議決定で施設の新設、増設の禁止、5年以内の廃止・民営化を決めていたが、守られていないとの自民党内における指摘がでていること

- 3月11日の同小委員会において、公的宿泊施設の廃止・民営化を法律で明記すべきとの考え方で一致し、この法案を先の通常国会に提出する方針を決定し、党内調整を急ぐ方針が申し合わされたとの報道であったが、現時点において提出されていない。

○ 政府管掌健康保険の保健・福祉施設の見直しの状況

(1) 社会保険病院について

- 社会保険病院については、平成14年12月25日に公表した「社会保険病院の在り方の見直しについて（厚生労働省方針）」に基づき、平成15年度を初年度とする3か年（経過措置期間）の経営改善計画を各社会保険病院に策定させ、現在、経営改善に取り組んでいる。
- 今後、各病院の経過措置期間中の経営実績を評価し、
 - ① 単独で経営自立ができる病院
 - ② 単独で経営自立が困難であるが地域医療にとって重要な病院
 - ③ その他の病院に分類し、その上で、①及び②の病院については、新しい経営形態の移行等を、③その他の病院については、統合、移譲（売却）等を検討し、平成18年度に整理合理化計画を策定することとしている。

(2) その他の保健・福祉施設について

- 政府管掌健康保険の宿泊施設及び健康管理センター等については、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）の対象施設であることなどを踏まえて、年金の福祉施設に準じて独立行政法人（いわゆる精算法人）に出資した上で、廃止・売却を行うこととしている。

○ 年金の福祉施設の見直しの状況

(1) 与党合意について

- 年金改革が行われようとしている中で、年金保険料を財源として行われてきた福祉施設などの諸事業については、貴重な保険料財源の使い方として国民から厳しい批判があり、与党としても厳しく対応する必要があったため、年金福祉施設の抜本的な見直しを行うことについて、与党年金制度改革協議会において以下のとおり合意がなされた。

〈年金福祉施設等の見直しについて（合意）概要〉

「与党年金制度改革協議会」(平成16年3月10日)

- 1 年金福祉施設及び委託先公益法人の見直しの基本的考え方
 - (1)年金保険料は、今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しない。
 - (2)福祉施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。
 - (3)委託先公益法人については、その廃止を含めた徹底した整理合理化を行う。
- 2 年金福祉施設の整理合理化の進め方
 - (1)厚生年金病院については、平成17年度に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。
 - (2)病院以外の施設については、平成16年度中に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。特に、継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。
 - (3)平成17年度に、福祉施設の整理を行うための独立行政法人を設置し、5年を目途に整理合理化を進める。なお、精算事務に当たっては雇用問題や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行う。

(2) 今後の社会保険庁の方針

- 年金の福祉施設については、年金制度の厳しい財政状況や国民のニーズの変化等に鑑み、与党合意を真摯に受けとめ、年金保険料を福祉施設の整備費及び委託費に投入しないとともに、年金資金の損失の最小化を図ることを基本方針として、5年を目途に例外なくこれを整理し、国民の理解が得られるよう整理合理化を進めることとしている。

船員保険

委託先
(財)船員保険会

(1)病院

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	東京	せんぽ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	
2	神奈川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	
3	大阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	

(2)診療所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	室蘭船員保険診療所	室蘭市海岸町1-103	
2	東京	芝浦船員保険診療所	港区芝浦1-11-18	

(3)健康管理センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	神奈川	船員保険健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-2	
2	大阪	船員保険大阪健康管理センター	大阪市港区築港1-8-22	
3	福岡	船員保険福岡健康管理センター	福岡市東区原田3-4-10	

(4)福祉センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	北海道船員保険健康福祉センター	小樽市朝里川温泉1-112-1	
2	長野	長野船員保険健康福祉センター	諏訪郡富士見町立沢1-1182	
3	兵庫	船員保険総合福祉センター	神戸市北区山田町原野	
4	福岡	福岡船員保険健康福祉センター	久留米市山本町耳納1-1	

(5)保養所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	稚内船員保険保養所	稚内市富士見4-1837-1	
2	青森	八戸船員保険保養所	八戸市大字湊町字大沢32-2	
3	岩手	大沢船員保険保養所	花巻市湯口町字大沢149	
4	宮城	気仙沼船員保険保養所	気仙沼市南郷30-2	
5	"	鳴子船員保険保養所	玉造郡鳴子町字星沼18-2	
6	秋田	秋田船員保険保養所	秋田市保戸野鉄砲町5-10	
7	茨城	大洗船員保険保養所	東茨城郡大洗町磯浜町8249-7	
8	千葉	銚子船員保険保養所	銚子市新生町1-3	
9	神奈川	三崎船員保険保養所	三浦市三崎5-3806	
10	"	箱根船員保険保養所	足柄下郡箱根町大平台442-1	
11	石川	和倉船員保険保養所	七尾市和倉町ヲ部1-2	
12	静岡	焼津船員保険保養所	焼津市本町1-6-3	
13	三重	鳥羽船員保険保養所	鳥羽市安楽島町鞠谷1200-31	
14	鳥取	鳥取船員保険保養所	境港市上道町2053-6	
15	山口	俵山船員保険保養所	長門市俵山湯ノ沖5061	
16	香川	坂出船員保険保養所	坂出市入船町1-2-31	
17	愛媛	内子船員保険保養所	喜多郡内子町大字内子丙3-5	
18	宮崎	日南船員保険保養所	日南市風田3224	
19	鹿児島	指宿船員保険保養所	指宿市湯の浜5-21-14	
	ハワイ	船員保険海外保養所	ホノルル市アラモアナ大通り1777	